

2010年豪州司法アクセス&プロボノ大会に参加して参りました。

2010年8月27日(金)、28日(土)の2日間、オーストラリア・クイーンズランド州ブリスベン市内のホテルで、2010年豪州司法アクセス&プロボノ大会「司法アクセスの分岐点—今どこへ向かっているのか—」(National Access to Justice and Pro Bono Conference 2010: Access to Justice at the crossroads -Where to now?)が開催され、参加して参りました。この大会は、オーストラリア法曹協会連合会(Law Council of Australia)、クイーンズランド法曹協会(Queensland Law Society)、ナショナル・プロボノ・リソース・センターの3団体の主催(後援:オーストラリア連邦司法省)で行われ、オーストラリア全州・区域から200名以上のバリスタ、ソリシタ、裁判官、パラリーガル、行政官、研究者が参加しました(そのほかアメリカ合衆国とフィジーからゲストが招かれています)。高額な登録料だった(ホテルでの開催ということもあります)にも拘わらず、司法アクセスやプロボノといったテーマに、これだけ多数の参加者が集まるということは、驚きでした。この問題についてのオーストラリアにおける関心の高さが窺われます。私がこれまでインタビューを行ってきた方々も7~8名参加していて、挨拶を交わすことができたことは、本当に幸いでした。

大会は幅広いテーマをカバーしており、また途中いくつもの分科会が開かれることになったので、すべてを紹介することはできません。私の英語力の限界もあるので、印象に残った点についてのみ紹介させていただきます。

27日(金)9時から、まず、大会全体の方向付けを行う意味でオープニング・セッション(全体セッション1)が行われました。最初にオーストラリア法曹協会連合会会長が挨拶し、これに続いて歓迎の意味でアボリジニのダンスが披露されました(ここまでは完全にお祭りです)。これに続いて、クイーンズランド最高裁長官のオープニング講演、そして駐豪アメリカ大使(弁護士で法学教授だった経歴の方です)による講演が行われました。このセッションでは、司法アクセスのあり方の多様性が強調され、またアメリカの充実したプロボノ活動の話が印象的でした。10時半からの午前の部後半(全体セッション2)では、司法アクセス支援のための財政基盤について議論されました。オーストラリアのリーガルエイド予算やプロボノの財政基盤は比較的充実しているものの、最近の伸びは少なく、さらに今後の政権の動向によって減らされる可能性もあるようで、質疑応答ではフロア参加者の不安が伝わってきました(先週末に下院議員選挙が行われ、労働党と自由・国民連合とのいずれもが過半数に至らず、労働党から自由・国民連合に政権が移ろうとしている不安定な状況を受けてのことだと思いません)。

昼食をとりながらランチセッションに参加。ランチセッションでは、受刑者の法的サービスへのアクセスの問題が議論されました。受刑者の処遇改善や社会保障請求について司法アクセスに関わる課題は多いようです。

27 日午後の部では、全体セッション3と4が開かれたあと、個別分科会セッションが開かれました。全体セッション3では、司法アクセスについての将来ビジョンが議論されました。夢のあるビジョンが議論されるのかと思っていたのですが、講演者に国会議員が入っていたこともあり、景気後退の影響を受けて司法アクセス支援が縮小されることを危惧する意見がフロアからいくつも出されていました。全体セッション4では、司法アクセスにおけるプロボノの役割が議論されました。アメリカのプロボノ協会の執行責任者が主講演者だったこともあり、議論ではアメリカの状況が盛んに引き合いに出されました。アメリカでは法律事務所のプロボノ活動がとくに公益法領域で司法アクセス向上に果たしている役割が大きいようですが、法律事務所をめぐる状況の違いによって、オーストラリアで同様なことが行われるのは難しいというような指摘が出されました。

個別分科会セッションは、刑事司法(第一分科会)、プロボノ(第二分科会)、民事・家族法(第三分科会)、社会包摂・新しいニーズ(第四分科会)に分かれて行われました。私は第二分科会に参加しました。第二分科会①ではプロボノの質の評価と評価方法が議論されました。プロボノの質を評価するというのは難しい課題です。未だに確立された方法はないのですが、社会への直接・間接のインパクトを軸とした質的評価が模索されているのが印象的でした。これに続く第二分科会②では国際・プロボノについての議論が行われました。ここでは、国際・プロボノとトランスナショナル・プロボノは区別されるべき概念であること、国際・プロボノについてはヘルスケアなど法的支援に留まらない幅の広い支援が求められることなどが指摘されましたが、商業的法的支援とプロボノによる法的支援との区別をどうすればよいのかなど、課題が山積していることが理解されました。

夕方 7 時からディナー・セッションが開かれました。テーブルでの本格的なディナーに驚かされました。最初、テーブルで孤立するのではないかと不安でしたが、プロボノに取り組んでいる方々はフランクに話しかけてきてくれる人が多いので、食事と会話を十分に楽しむことができました。途中ビクトリア州最高裁長官の講演が行われましたが、テーブルでの会話に夢中だったので内容は覚えていません(悪しからず)。

28 日(土)は朝 7 時半からブレイクファースト・セッションが開かれました。このセッションでは、2009 年に設立されたクイーンズランド大学プロボノセンターでの臨床法学教

育の取り組みが紹介されました。通常の臨床法学教育プログラムに加えて、メンタルヘルスプログラムが設けられているそうで、学生代表の堂々としたスピーチ(いずれも学部生です)が印象的でした。休憩とオープニングスピーチを挟んで、9時15分から全体セッション5が開かれ、アボリジニとトレス・ストレート諸島住民の司法アクセスのギャップを埋めるための課題について議論されました。アボリジニやトレス・ストレート諸島住民はいまだ教育水準が低く、なかなか安定した仕事に就けないことがあり、生活が荒廃し、しばしば犯罪に関わってしまうという問題があります。彼らに対する司法アクセスは、言葉の壁などもあってとうてい十分とは言えないようです。この点については、司法アクセスの保障は社会保障と一体的に行われなければうまくいかないということが指摘されていました。これに引き続いて、10時45分からは個別分科会③、11時50分から個別分科会④が行われました。私はここでも第二分科会(プロボノ)に参加しました。第二分科会③は、どのクライアントが司法アクセスへの法的支援を受けるべきかという衝撃的なテーマでした。社会経済的に恵まれていない個人がまず支援を受けるべきだというところではパネルもフロアの参加者も意見が一致していたのですが、チャリティー団体はどうか、中小企業はどうかということになると議論が分かれました。さらに利益相反の問題なども議論され、このテーマの裾野の広さが窺われました。第二分科会④では、プロボノの戦略的計画(Strategic Planning)が議論されました。そもそも戦略的計画とはどのようなことを言うのかについてパネルの意見は必ずしも一致しておらず、また、大手法律事務所や公益法人などプロボノ戦略を比較的に明確な形で立てやすい団体と個人事務所とでは考えなければならない内容が異なっているということが理解されました。プロボノ戦略計画は創造性を促すものでなければならず、そのためには実行計画だけでなく、その評価とフィードバックが重要であるという指摘にはなるほどと思いました。

昼食を挟んで、午後からはクロージング・セッションが開かれました。司法アクセスと法的支援の今後ということで、実際にアボリジニやトレス・ストレート諸島住民の司法アクセス向上に取り組んでいる団体の執行責任者やリーガルエイドの執行責任者、全豪コミュニティーリーガルセンター連合会のベテラン弁護士などが問題提起を行い、これに続いてフロアの参加者がパネルとの間で質疑応答するという形式でセッションが進められました。ここでも政権の影響が司法アクセス予算に及んでくることを危惧する意見が出されましたが、これまでの司法アクセス向上の取り組みの歴史の中で苦しい時期は何度もあったがそれを克服してここまで来たということをベテラン弁護士が指摘し、拍手喝采。最後にNSW州最高裁判事・全豪司法アクセス委員会議長であるベテラン裁判官が司法アクセスをめぐる1960年代以来の歴史を踏まえた含蓄のある講演を行って、大会が締めくくられました。

豪州司法アクセス&プロボノ大会は、私のオーストラリアでの 1 年間の在外研究を締めくくるのにふさわしい大会でした。個別にインタビュー等で得た知見が一気に体系化され、また議論の裾野の広さを理解することができました。8 月 31 日に日本に帰国しますが、在外研究を通じて得てきた成果を纏めていくことが今後の課題です。